

今月のこの1冊

佐渡の三人

長嶋 有 著

父とひきこもりの弟、作家の私の三人で佐渡へ納骨にでかけることになった。亡くなったのは作家の大叔母にあたる人で、早朝の吉祥寺駅のホームにそれぞれが集まるところから始まる。ここからすでに儀礼的な緊張感はない。親子だが離婚やひきこもりにより別々の暮らしが長いせいなのか、単に人柄のせいなのか気の抜けた三人のやりとりが作品の中をゆったりと流れている。

本作は葬儀と納骨にまつわる家族の話が連作となっている。作家の視点からは家族の関係がやさしくおかしみのあるものに描かれている。



新しく購入した図書（主なもの）

★ 一 般 書 ★

- ・あと少し、もう少し 瀬尾まいこ
- ・64 横山秀夫
- ・図工準備室の窓から 岡田淳
- ・法螺吹き友の会 G.K.チェスタトン
- ・盗まれた顔 羽田圭介
- ・ある男 木内昇
- ・空の拳 角田光代

★ 児 童 書 ★

- ・あんたがサンタ？ 佐々木マキ
- ・博物館の一日 いわた慎二郎
- ・ふたつの月の物語 富安陽子
- ・ちょっとだけまいご クリス・ホートン
- ・ふうとはなときじ いわむらかずお

みんな集まれ！子どもの広場・おはなし会

◇子どもの広場

内 容 「アドベントカレンダー」をつくります
持ち物 スティックのり、はさみ、サインペン
日 時 12月15日(土)10:00～
場 所 町民センター2階 中会議室 A
申し込みは直接図書室へ または ☎82-5221

◇おはなし会（第2土曜日、第3水曜日）

日 時 12月8日(土)10:30～
12月19日(水)15:00～
場 所 町民センター3階図書室
申し込みはいりません

毎月1日は、【開成ファミリー読書デー】
家族みんなで本を読もう！

● 家庭・地域・学校などでの読書活動を推進するため、開成町では毎月1日を「開成ファミリー読書デー」にし、読書活動を推進します。

*文 芸

十月詠

短 歌

ともしび短歌会

俳 句

開成俳句会

時雨るるやおどけ貌して陶裡 遠藤シヅ子
風や使い慣れたる竹箒 奥津ちわき
小春日の部屋を陣どる衣かな 遠藤美津子
山道のくの字S字やみかん狩り 濱本主雄
どの山も蜜柑たわわの色濃くす 下澤操子
*ひと雨の身に沁む朝をもらいけり
*前号誤りのため再掲
新井 たか志 選

一日に三つの行事重なりて いずれも重要―選択しがたき 府川ハツエ
物言へぬ動物ゆゑに目でかたる 悲しさうれしさ言葉にまされり 石井はま江
作者は、最近、二十年間一緒に愛猫を亡くされたという。本歌は、作者の実体験を通して感得した含蓄の名言を詠み込み、且つ飼主の心得を暗に示唆している。「かたる」の掛詞が効果的である。 近藤 正臣 選

野の道に水引草を手折り来て 紅き小粒を指でなぞりつ 諸星 末子
水引草の花枝を、下から上に指でなぞり紅き小花を飛散させる。その際、花の裏側の白色を目にしつつ、枝は花跡を点在させ、ムチ状に変容する。久しぶりにその様子・指の感触を懐かしみ詠んだ。



ぶらりと歩きながら開成町の文化を発見、
歴史を再確認してみませんか。
開成町に残る遺蹟を紹介します。



般 若 塔



般若塔(中家村公園)



吉田島七八〇番地、中家村公園の北側、太い榎の木下にひっそりと立つ二基の石碑があります。右側の角柱が般若塔、左は馬頭観音の石碑です。
この地は、江戸期に下吉田島村の名主を勤めた辻村徳兵衛の屋敷跡で、般若塔は母屋より見て丑寅(北東)の方角にあったことから、「般若経」の威力をこめた石塔を立て、鬼門の守りにしたものと思われます。
開成町周辺では、屋敷の守りに稲荷の祠を建てるのが一般的でしたので、この般若塔はとも珍しい石塔です。石塔は正面が「般若塔」、右面に「十六大善神」左面「三寶大荒神」、裏面は「寛保三亥天四月上旬 願主 辻村□久信 敬白」と刻まれています。
寛保三(一七四三)年、当時の吉田島村は、富士山噴火災害の復興の途中で、正徳元(一七一)年の酒匂川大洪水で家や田地が流され、人が住めなくなつて三十二年がたっています。そのため、家の新築、屋敷替えに關係した石塔とも考えられます。
文化十三(一八一六)年、下吉田島村の総反別は七十三町四畝五歩、うち、徳兵衛は二十三町九畝歩、村のほぼ三分の一の田地を持つ、名主筋家柄故の石塔と思われます。幕末の一時期、同家は没落の危機に瀕しましたが、明治四(一八七)年、再び名主を拝命、しかし、翌五年に名主制度は廃止になりました。
(前文化財保護委員 藤平 初江)

がいせい 安全・安心だより

☆12月は飲酒運転根絶強化月間です

【みんなで追放！ 飲酒運転】

●この運動は、飲酒運転が悲惨な交通事故を引き起こす危険性が高いにもかかわらず、依然として後を絶たないことから、飲酒運転の危険性・悪質性を訴え、飲酒運転を根絶するため、県民運動として家庭・学校・職場・地域で展開します。

●酒酔い・酒気帯び運転は厳しく罰せられます！

○酒酔い運転

罰則・・・5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

○酒気帯び運転

違反点25点

○酒酔い運転

罰則・・・3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

○酒気帯び運転

違反点(呼気1リットル中0・25mg以上)13点

○飲酒検知(呼気検査)拒否

罰則・・・3か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

●酒酔い運転罰助行為

(車、酒の提供を厳罰化！同乗することも禁止！)

○酒酔い運転(車両提供)

罰則・・・5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

○酒気帯び運転(車両提供)

罰則・・・3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

○酒酔い運転(酒類提供)

罰則・・・3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

○酒気帯び運転(酒類提供)

罰則・・・2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

松田警察署 ☎82-0110

